

医療技術者（看護師）修学資金の貸付けを希望される方へ

1 申請時の留意点

(1) 申請書類は必ず修学資金を必要とする申請者本人が提出してください。

貸付制度について、申請者に理解をしてもらうため、代理の方のみの提出は受け付けません。

また、郵送等での提出についても受け付けしません。必ず電話連絡のうえ総務課へ申請書類をお持ち下さい。

(2) 提出書類

- ① 医療技術者修学資金貸付申込書
- ② 履歴書（写真貼付）
- ③ 在籍高校等又は大学、短大、養成所等の成績証明書：申請時までの成績(学長・校長が証明するもの)
- ④ 申請者の世帯全員の住民票の写し(本籍、続柄記載のもの) 1通
- ⑤ 申請者の口座振替払申出書と通帳の写し等（貸付許可後）

(3) 連帯保証人について

契約書における連帯保証人は、2人必要とします。

そのうち1名は身元が確実で独立の生計を営む収入のある方をお願いします。

2 貸付審査及び貸付決定について

(1) 申請書の受付 → 令和8年3月25日（水）まで

(2) 貸付けの審査 → 令和8年3月末頃

(3) 貸付けの決定 → 令和8年4月上旬

（申請者本人への郵送により通知します。）

(4) 契約書の提出 → 貸付けの決定後

(5) 修学資金の交付予定(借受人名義の通帳に振り込みます)

4月分から卒業養成施設の正規の修学期間が終了する月まで。

毎月末日（土、日及び祝日の場合はその直前の平日）に、本人名義の銀行口座に振り込みます。

問い合わせ先

〒299-4192

千葉県茂原市本納2777

公立長生病院 総務課庶務係

TEL 0475-34-2121

FAX 0475-34-4710

syomu@chouseihp.jp

第1号様式（第2条）

医療技術者修学資金貸付申込書

令和 年 月 日

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 阿部恭久 様

住所

氏名

印

次のとおり、修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

1 取得しようとする資格

2 養成施設 所在地

名 称

3 修学期間 令和 年 月まで（ 年 月）

4 関係書類 履歴書、成績証明書、養成施設の入学決定を証する書類

5 貸付希望金額 月額 円

※助産師及び看護師以外の医療技術者については、記載の必要なし。

※注意点

申請は、必ず電話連絡のうえ申請者本人が申請書類を持参してください。

締め切り日は、令和8年3月25日（水）です。（厳守）

連絡先

〒299-4192

千葉県茂原市本納2777

公立長生病院 総務課 庶務係

TEL 0475-34-2121

syomu@chouseihp.jp

公立長生病院医療技術者（看護師）修学資金貸付制度の概要

1 制度の目的

公立長生病院医療技術者（看護師）修学資金貸付制度は、長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者修学資金貸付条例（平成 24 年長生郡市広域市町村圏組合条例第 6 号）に基づき、看護師の大学（養成施設）に在学する者で、卒業後に公立長生病院に勤務しようとする者に対し予算の範囲内において修学資金を貸し付けることにより修学を容易にし、優秀な人材を育成し、もつて病院における看護師の充足に資することを目的としております。

2 貸付けの要件

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した学校及び同条第 2 号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所に入学が決定し、又は在学していること。
 - (2) 卒業後に公立長生病院に勤務する意思があること。
 - (3) 学術優良かつ健康であること。
- ※ 在学中の方も途中で受けることができます。

3 貸付額及び募集人数（令和 8 年度募集）

区分	金額等	貸付金	貸付期間	募集人数
大学又は 4 年制の養成施設		月額 10 万円	4 年以内	若干名※
短期大学又は 3 年制の養成施設		月額 5 万円	3 年以内	若干名※

※ただし予算の範囲内

4 貸付期間

修学資金の貸付期間は、医療技術者修学資金貸付申込書に記入した養成施設の正規の修学期間が終了する月までです。

修学資金の交付は、毎月末日（土、日及び祝日の場合はその直前の平日）に、本人名義の銀行口座に振り込みます。

5 貸付審査及び貸付決定について

- (1) 貸付けの審査及び決定は、書類審査（履歴書、成績証明書及び大学（養成所）の入学決定を証する書類）、筆記試験及び面接試験のうえ、貸付けの可否を決定します。
- (2) 決定は、郵送で申請者あてに通知します。

6 返還の免除について

借受人が大学(養成施設)を卒業してから1年1月以内に看護師免許を取得した後、直ちに次の期間公立長生病院に勤務したときは貸付金の返還は免除となります。

- (1) 大学又は4年制の養成施設に修学した方 4年
- (2) 短期大学又は3年制の養成施設に修学した方 3年

7 返還について

条例第7条の規定により契約が解除された場合及び大学(養成施設)を卒業後1年1月以内に公立長生病院に勤務しなかったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌日から起算して1年以内に一時又は月賦払方法により返還していただくこととなります。

また返還期間を超えると条例第12条の延滞利子がかかります。

問い合わせ先

〒299-4192

千葉県茂原市本納2777

公立長生病院 総務課

TEL 0475-34-2121

FAX 0475-34-4710

syomu@chouseihp.jp

長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者修学資金貸付条例をここに公布する。

平成 24 年 2 月 27 日

長生郡市広域市町村圏組合
管理者 田 中 豊 彦

長生郡市広域市町村圏組合条例第 6 号

長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者修学資金貸付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、医療技術者の養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者で、卒業後に公立長生病院（以下「病院」という。）に勤務しようとする者に対し修学資金を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、優秀な人材を育成し、もつて病院における医療技術者の充足に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「医療技術者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 助産師
- (2) 看護師
- (3) 薬剤師
- (4) 診療放射線技師
- (5) 臨床検査技師
- (6) 理学療法士
- (7) 作業療法士
- (8) 言語聴覚士
- (9) 視能訓練士
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その他の医療技術者

2 この条例において「養成施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 20 条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した学校及び同条第 2 号の規定により厚生労働大臣の指定した助産師養成所、同法第 21 条第 1 号の規定により文部科学大臣の指定した学校及び同条第 2 号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所
- (2) 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 15 条第 1 号の規定に基づく大学及び同条第 2 号の規定に基づく外国の薬学校
- (3) 診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 20 条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した診療放射線技師養

成所

- (4) 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 15 条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所
- (5) 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 37 号)第 11 条第 1 号及び第 2 号の規定により文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設及び第 12 条第 1 号及び第 2 号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設
- (6) 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)第 33 条第 1 項の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所
- (7) 視能訓練士法(昭和 46 年法律第 64 号)第 14 条第 1 号及び第 2 号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所
- (8) その他病院事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認めた学校又は養成施設

(貸付の対象)

第 3 条 養成施設に在学する者について、その者の申込みにより審査の議をもつて予算の範囲内で修学資金を貸付けることができる。

(貸付の方法)

第 4 条 修学資金は、前条の規定により、修学資金の貸付けを受ける者と管理者との契約により定められた月から当該資金を借り受けようとする者が在学している養成施設の正規の修学期間が終了する月まで(以下「貸付計算期間」という。)毎月次条に定める金額を無利子で貸付けるものとする。

(貸付金額)

第 5 条 修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 助産師及び看護師の養成施設に就学している者

ア 月額 100,000 円

イ 月額 50,000 円

(2) 前号に掲げる養成施設以外の養成施設に就学している者

月額 30,000 円

2 全日制でない養成施設に入学する場合の貸付金額は、それぞれ前項に定める額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(保証人)

第 6 条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、管理規程で定めるところにより、2 名以上の保証人を立てなければならない。

(契約の解除)

第 7 条 管理者は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号の一に該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

(1) 死亡したとき。

- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障のため修学を継続する見込みがないと認められるとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(貸付計算期間の除外)

第8条 管理者は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた期間は貸付け期間から除外する。

(返還の免除)

第9条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除することができる。

- (1) 借受人が養成施設を卒業した日から1年1月以内に免許を得た後、直ちにア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれア、イ又はウに定める期間（病気、負傷等やむを得ない事由により勤務できなかつた期間を除く。）、病院に勤務したとき。

ア 助産師及び看護師で第5条第1項第1号アに該当する者	4年
イ 助産師及び看護師で第5条第1項第1号イに該当する者	3年
ウ 上記以外の医療技術者	3年

(2) 更に上級の資格を取得するため再度修学資金を借り受けたときは、その資格を得た日からその修業年限に相当する期間当病院に勤務したとき。

(3) 前号に規定する勤務期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなつたとき。

2 前項各号に定める期間内であつても管理者が特に必要と認めたときは、修学資金の返還の債務を一部免除することができる。

(返還)

第10条 借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に貸付けを受けた修学資金の金額を、一時または月賦払方法により、返還しなければならない。ただし、借受人が災害、傷病その他やむを得ない事由があると特に管理者が認めた場合、その事由が継続している期間中はこの限りでない。

- (1) 第7条の規定により、契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業後1年1月以内に病院に勤務しなかつたとき。

(返還の猶予)

第11条 管理者は、借受人が次の各号の一に該当する場合には修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第7条第5号の規定により、契約を解除された後も引き続き養成施設に在学しているその期間中
- (2) 第9条の返還の債務の免除を受ける条件にある期間中
- (3) その他当該事由の生じた場合

(延滞利子)

第12条 借受人が正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までに返還しな

かつたときは、当該返還すべき額 100 円につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(届等と提出)

第 13 条 管理者は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要と認めるときは、管理規程に定めるところにより借受人に対し届報告又は学業成績その他必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日までに、公立長生病院職員修学資金貸付条例（昭和 63 年長生郡市広域市町村圏組合条例第 15 号）の規定により決定された貸付額、手続き及びその他行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(公立長生病院職員修学資金貸付条例の廃止)

3 公立長生病院職員修学資金貸付条例（昭和 63 年長生郡市広域市町村圏組合条例第 15 号）は廃止する。

長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者修学資金貸付条例施行規程を次のように定める。

平成 24 年 4 月 1 日

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 桐谷好直

長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理規程第 1 号

長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者修学資金貸付条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者修学資金貸付条例(平成 24 年長生郡市広域市町村圏組合条例第 14 号。以下「条例」という。)による医療技術者修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第 2 条 条例第 3 条の規定により貸付の申込みをしようとする者は、医療技術者修学資金貸付申込書(別記第 1 号様式)に必要な書類を添え病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(決定)

第 3 条 管理者は、前条の申込みを審査し、貸付けの可否を決定し、医療技術者修学資金貸付可・否通知書(別記第 2 号様式)により本人に通知するものとする。

(契約)

第 4 条 条例第 4 条の規定による契約は、修学資金の貸付を受ける者(以下「借受人」という。)と管理者が、医療技術者修学資金契約書(別記第 3 号様式)により行う。

(保証人)

第 5 条 条例第 6 条に規定する保証人は 2 名とし、連帯保証人とする。

2 保証人は、成年者で独立の生計を営むものとし、修学資金の貸付を申込みした者が未成年者であるときは、そのうち 1 名を法定代理人としなければならない。

(貸付け)

第 6 条 修学資金の貸付けは、借受人名義の口座に振り込む方法により行う。

(契約の解除事由等の届け出)

第 7 条 借受人又は保証人は、条例第 7 条又は条例第 8 条の事由が生じたときは、医療技術者修学資金貸付契約解除・停止事由届出書(別記第 4 号様式)により遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(返還)

第 8 条 借受人は、修学資金を返還するための方法を医療技術者修学資金貸付返還方法届出書(別記第 5 号様式)により管理者に届け出なければならない。

2 返還金の納付期限は一時払いの場合は1年以内、月賦払いの方法による場合は各月の月末とする。

3 管理者は、前項の規定による届出書に基づき、医療技術者修学資金貸付返還方法承認書（別記第6号様式）に納付書を添えて借受人に通知するものとする。

4 借受人は、前項の納付書により、修学資金を返還するものとする。

（返還の猶予及び免除）

第9条 借受人は、条例第9条又は条例第11条により修学資金の返還の猶予又は免除を受けようとするときは、医療技術者修学資金貸付返還猶予・免除申請書（別記第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を審査し、医療技術者修学資金貸付返還猶予・免除決定通知書（別記第8号様式）により借受人に通知するものとする。

（延滞利子）

第10条 条例第12条による延滞利子を賦課するときは、第8条に係わらず、借受人は公立長生病院で直接企業出納員に支払うものとする。

2 管理者が特に必要と認めた場合は、条例第9条に準じて延滞利子を免除することができる。

（異動等の届け出）

第11条 借受人及び保証人は、氏名、住所その他貸付に係る重要な事項に異動のあつたときは、医療技術者修学資金変更届（別記第9号様式）を管理者に提出しなければならない。

（台帳）

第12条 管理者は、修学資金の貸付を明らかにするため、医療技術者修学資金貸付台帳（別記第10号様式）を作成するものとする。

（学業成績表の提出）

第13条 借受人は、養成施設に在学している期間、学業成績表を毎年3月31日までに管理者に提出しなければならない。

（調査）

第14条 管理者は、条例第7条第4号から第5号までの契約解除事項並びにこの規程による届け出等に不明の点がある場合は、必要な書類の提出を求めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院修学資金貸付条例施行規程の廃止）

2 長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院修学資金貸付条例施行規程（平成23年長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理規程第10号）は廃止する。

第1号様式（第2条）

医療技術者修学資金貸付申込書

年 月 日

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 様

住所

氏名

印

次のとおり、修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

1 取得しようとする資格

2 養成施設 所在地

名 称

3 修学期間 年 月まで（ 年 月）

4 関係書類 履歴書、成績証明書、養成施設の入学決定を証する書類

5 貸付希望金額 月額 円

※助産師及び看護師以外の医療技術者については、記載の必要なし。

第2号様式（第3条）

医療技術者修学資金貸付可・否通知書

年 月 日

様

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 ⑩

年 月 日申込みの医療技術者修学資金については次のとおり決定したので通知します。

貸付の 可 ・ 否

※ 貸付の場合は別添契約書2通に記名押印のうえ 年 月 日までに
公立長生病院総務課まで提出してください。（本人名義の通帳持参）

第3号様式（第4条）

医療技術者修学資金契約書

長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者修学資金貸付条例（平成24年長生郡市広域市町村圏組合条例第14号。以下「条例」という。）に基づき、医療技術者修学資金の貸借について、次のとおり契約する。

第1条 甲は、乙が医療技術を習得するための養成施設に修学するための資金として、
年 月から条例第4条に定める期間までの月額 円を貸し付ける。

2 乙は、
の資格を取得するものとし、資格取得後は公立長生病院に勤務するものとする。

第2条 乙は、貸付け終了後1年以内に債務の全額を返還するものとする。

2 乙は、条例第11条の事由に該当するときは、返還の猶予を受けることができる。

第3条 医療技術者修学資金に対する利子は、無利子とする。ただし、返還の延滞に対する利子は、返還すべき額100円につき年14.6パーセントの割合で計算した額とする。

第4条 甲は、乙が条例第9条の条件を満たすときは、医療技術者修学資金の返還の免除をするものとする。

第5条 乙は、医療技術者としての知識と技術を学び資格を取得できるよう勉学に精励しなければならない。

第6条 乙は、この契約を保証するため、連帯保証人2名を立てるものとする。

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障のため修学を継続する見込みがないと認められたとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

第8条 本契約の他、貸付条件は条例のとおりとする。

2 条例に明記していないことは、甲・乙協議して決定する。

本契約締結の証拠として、契約書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 千葉県茂原市本納2777
長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者

乙 

連帯保証人 

連帯保証人 

第4号様式（第7条）

医療技術者修学資金貸付契約解除・停止事由届出書

年 月 日

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 様

届出人 住所

氏名

印

次のとおり 契約解除 事由が生じたので届け出ます。
貸付停止

1 借受人 住所
氏名

2 事由

第6号様式（第8条第3項）

医療技術者修学資金貸付返還方法承認書

年 月 日

様

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 ⑩

年 月 日付で届け出のあつた医療技術者修学資金の返還方法を承認しましたので、別添納付書により返還してください。

第7号様式（第9条第1項）

医療技術者修学資金貸付返還猶予・免除申請書

年 月 日

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 様

借受人 住所

氏名

印

次の事由により修学資金の返還を猶予・免除くださるよう申請いたします。

事由

第8号様式（第9条第2項）

医療技術者修学資金貸付返還猶予・免除決定通知書

年 月 日

様

長生郡市広域市町村圏組合

病院事業管理者

⑩

年 月 日付で申請のあつた医療技術者修学資金の返還猶予・免除

承 諾
について したので通知します。
却 下

決定理由

第9号様式（第11条）

医療技術者修学資金変更届

年 月 日

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 様

住所

氏名

印

借受人
動があつたので届け出ます。

の医療技術者修学資金貸付について次のとおり異

- 1 異動事項
- 2 異動内容
- 3 異動理由

医療技術者修学資金貸付台帳

申込者	フリガナ							生年日	年 月 日
	氏名							性別	男 ・ 女
	住所								
養成施設		区分	取得資格						
		名称							
		所在地							
		修学期間	年 月まで						
保証人氏名		住 所						申込者との続柄	
貸付	貸付額	月額 円							
	期間	平成 年 月から平成 年 月まで 回							
1		13		25		37		49	年月日記入 のこと 振込確認し たら担当者 印
2		14		26		38		50	
3		15		27		39		51	
4		16		28		40		52	
5		17		29		41		53	
6		18		30		42		54	
7		19		31		43		55	
8		20		32		44		56	
9		21		33		45		57	
10		22		34		46		58	
11		23		35		47		59	
12		24		36		48		60	
貸付け総額		円							
備考		銀行 支店 口座番号							

(裏面)

猶予						
猶予期間	年 月まで			年 月まで		
猶予理由						
備考						
返還						
年 月 日						
金 額						
年 月 日						
金 額						
納付書発行	1回	年	月	日迄		
	月賦	年	月から	月額	円	
		年	月まで		回	
契約解除						
年 月 日			理由			
備考						
契約終了						
年 月 日			返還 免除 その他 ()			
備考						